

第 155 回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第155回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和3年6月11日（金）午後1時30分～午後3時10分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター第一会議室

3 議題

午後 1 時 30 分開会

○高橋委員長 第155回審査委員会を開催いたします。

御多忙のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日も、まだコロナウイルスの関係でウェブ会議、そしてまた電話会議で進行させていただいておりますが、永淵委員は私の隣に御出席でございます。

現在、9名全員御出席でございますので、定足数は満たしております。

では、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料確認をさせていただきます。配付資料は、事前にお送りしているものといたしまして、審議順に令和2年審第28号、27号、31号、32号、33号、34号の6点と、追加配付資料としまして、審第33号の資料5-1の1点になります。よろしくお願ひします。

○高橋委員長 本日の議事を確認いたしますと、契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は、形式的には8件、実質6件ということになります。

審議順でございますが、当事者が出席される令和2年第28号、これを最初にいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審28号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、2番目の事件でございます。

令和2年審第27号でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審27号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次の3番目でございますが、審第31号、資料3の関係です。

議案の説明を室長、お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審31号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 続けて、お願いいたします。

令和2年審第32号、資料4の事件でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審32号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 あと2件ですので続けてさせていただきます。

審第33号、資料5の関係ですが、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審33号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、最後の案件でございますが、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審34号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、次回以降についての説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、今後の予定についてお話しさせていただきます。

次回は、7月20日火曜日、午後1時30分から予定させていただいております。審議していただく案件は、新件が5件ありまして、継続は2件、合わせて7件を予定しております。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので御確認ください。

○高橋委員長 次回も変則で火曜日ということになりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日155回審査委員会、これで終了でございます。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時10分閉会